

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則及び火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 (消防保安課)	703
告 示	
○随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	〃
○指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示 (高齢者支援課)	704
○介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱の一部を改正する告示 (〃)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	705
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (警察本部会計課)	〃
公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	706

○京都府立丹後海と星の見える丘公園の指定管理者の募集 (自然環境保全課)	708
○京都府立府民ホール of the 指定管理者の募集 (文化政策室)	〃
○京都府立堂本印象美術館の指定管理者の募集 (〃)	709
○京都府立山城勤労者福祉会館の指定管理者の募集 (労働政策室)	〃
○京都府立口丹波勤労者福祉会館の指定管理者の募集 (〃)	710
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃
○府営住宅吉田近衛団地ほか21団地の指定管理者の募集 (住宅課)	711

人 事 委 員 会

○職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	713
-----------------------------	-----

規 則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則及び火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第45号

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則及び火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

(京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号ワ中「第44条の2第4項」を「第44条の2第6項」に改める。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第2条 火薬類取締法施行細則(昭和36年京都府規則第11号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第4号へ」を「第4号ホ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第494号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 業務の名称及び数量

- インターネット接続無線データ通信回線（LTE）サービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - 3 契約日
令和6年9月1日
 - 4 契約の相手方の名称及び住所
ソフトバンク株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
 - 5 契約金額
53,802,768円
 - 6 契約の方法
随意契約
 - 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

75条、第86条の2第1項、第89条、第91条、第94条第1項及び第2項、第94条の2第1項、第95条、第98条第1項第4号、第99条、第107条第1項及び第2項、第108条第1項、第109条、第112条第1項第4号、第113条並びに第115条の5の規定による指定、許可その他の処分又は届出の受理」に改め、同条を第5条とする。

第12条を第6条とする。

別記第1号様式から別記第8号様式までを削り、別記第9号様式中「第9号様式（第9条関係）」を「第1号様式（第3条関係）」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第10号様式中「第10号様式（第10条関係）」を「第2号様式（第4条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

京都府告示第495号

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成11年京都府告示第384号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による指定又は許可の更新について準用する。

第2条の2から第8条までを削る。

第9条中「別記第9号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第3条とする。

第10条中「別記第10号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第4条とする。

第11条第1項中「第2条から第8条までに規定する申請、申出又は届出に係る指定若しくは許可又は受理」を「法第41条第1項本文、第48条第1項第1号及び第3号、第53条第1項本文、第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第70条の3第1項、第71条第1項ただし書、第72条第1項ただし書、第

京都府告示第496号

介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱の一部を改正する告示

介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱（平成17年京都府告示第389号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、居宅介護支援事業」を削り、「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める。

第5条第1項中「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成11年京都府告示第384号。以下「指定要綱」という。）で定める」を削り、「（以下）を」（介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第1号(1)。以下）」に改め、「、第79条第2項各号」を削り、同条第2項中「指定要綱で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 知事が別に定める誓約書（地方公共団体が申請を行う場合を除く。）

(2) その他知事が別に定める書類

第8条第1項中「、第79条第2項各号」を削り、同項第1号オ(ウ)を削り、同号カ(ニ)中「介護予防通所介護、」を削り、同号キ中「実地指導」を「運営指導」に改め、

同号シ(ア)中「禁錮」を「拘禁刑」に、「又は」を「又はその」に改め、同号シ(イ)及びウ中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同項第2号中「とき」を「とき。」に改める。

第9条中「別に定める書面」を「変更届出書（様式告示別紙様式第1号(5)。以下「変更届出書」という。）」に改める。

第10条第1項中「指定要綱で定める」を削り、「以下」を「様式告示別紙様式第1号(2)。以下」に改め、「、法第79条の2第4項において準用する法第79条第2項各号」を削り、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 知事が別に定める誓約書（地方公共団体が申請を行う場合を除く。）

(2) その他知事が別に定める書類

第13条第1項中「及び同条第4項」を「並びに同条第4項及び第5項」に改め、同条第2項中「指定要綱で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 知事が別に定める誓約書（地方公共団体が申請を行う場合を除く。）

(2) その他知事が別に定める書類

第14条第1項中「及び同条第4項」を「並びに同条第4項及び第5項」に改め、同項第1号カ中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第16条第1項中「及び同条第4項」を「並びに同条第4項及び第5項」に、「第107条の2第4項」を「第108条第4項」に改め、「第107条第3項各号」の右に「並びに同条第4項及び第5項」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 知事が別に定める誓約書（地方公共団体が申請を行う場合を除く。）

(2) その他知事が別に定める書類

第18条第1項中「指定要綱に定める変更届」を「変更

届出書」に改める。

第19条第2項中「指定要綱に定める様式」を「廃止・休止届出書（様式告示別紙様式第1号(7)）」に改める。

第20条中「行う」を「行った上で、再開届出書（様式告示別紙様式第1号(6)）を知事に届け出る」に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号シ(ア)の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。



京都府告示第497号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後広域振興局長から通知があった。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京丹後市丹後町平ほか地内
- 2 測量の期間
令和6年9月5日から令和7年2月28日まで
- 3 測量の種類
公共測量（4級基準点測量）



京都府告示第498号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
40	株式会社セノン	東京都新宿区西新宿二丁目1の1	京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第2の7及び8の項に掲げる手数料	令 6. 5. 9	令 6. 8. 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ロータリー除雪車 1台

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月25日（火）

(4) 納入場所

京都府除雪機械管理車庫（福知山市字牧）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における

物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「車両・船舶類」—小分類「自動車」

イ 大分類「車両・船舶類」—小分類「特殊車両」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年10月15日（火）午後5時
 なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年11月11日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年11月12日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年11月11日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年11月12日（火）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「ロータリー除雪車 1台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
Rotary snowplow 1 stand
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, October 1, 2024 to Monday, October 28, 2024 (except for Sundays, Saturdays and Public holiday)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, November 11, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, November 12, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Monday, November 11, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Tuesday, November 12, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



京都府立丹後海と星の見える丘公園の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

- (1) 名称
京都府立丹後海と星の見える丘公園
- (2) 所在地
宮津市宇日置、里波見地内
- (3) 規模等
開 設 平成18年8月
敷地面積 142.9ヘクタール
- 2 指定期間（予定）
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
(1) 京都府立丹後海と星の見える丘公園（以下「公園」という。）の維持管理に関する業務
(2) 公園の使用承認に関する業務
(3) 公園の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
(1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
(2) 募集期間
令和6年10月1日（火）から令和6年11月15日（金）まで
(3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府総合政策環境部自然環境保全課において、令和6年10月1日（火）から配布する。
(2) 問合せ先
京都府総合政策環境部自然環境保全課自然公園係
電話番号 (075) 414-4706



京都府立府民ホールの管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
京都府立府民ホール
 - (2) 所在地
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町590番地の1
 - (3) 規模等
開 設 昭和63年10月
敷地面積 約4,473平方メートル（京都府公館との合算数値）
延床面積 約5,382平方メートル（京都府公館との合算数値）
- 2 指定期間（予定）
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
 - (1) 京都府立府民ホール（以下「ホール」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) ホールの使用承認に関する業務
 - (3) ホールの設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
 - (1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
 - (2) 募集期間
令和6年10月1日（火）から令和6年11月15日（金）まで
 - (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
 - (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府文化生活部文化政策室において、令和6年10月1日（火）から配布する。
 - (2) 問合せ先
京都府文化生活部文化政策室文化企画係
電話番号（075）414-4225



京都府立堂本印象美術館の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

- (1) 名称
京都府立堂本印象美術館
- (2) 所在地
京都市北区平野上柳町26番地の3
- (3) 規模等
開 設 平成4年4月
敷地面積 約2,434平方メートル
延床面積 約1,267平方メートル
- 2 指定期間（予定）
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
 - (1) 京都府立堂本印象美術館（以下「美術館」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) 京都府立堂本印象美術館条例（平成3年京都府条例第31号）に規定する利用の承認に関する業務
 - (3) 美術館の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
 - (1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
 - (2) 募集期間
令和6年10月1日（火）から令和6年11月15日（金）まで
 - (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
 - (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府文化生活部文化政策室において、令和6年10月1日（火）から配布する。
 - (2) 問合せ先
京都府文化生活部文化政策室文化企画係
電話番号（075）414-4225



京都府立山城勤労者福祉会館の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

- (1) 名称
京都府立山城勤労者福祉会館

- (2) 所在地
綴喜郡井手町大字井手小字大塚99番地の35
- (3) 規模等
開 設 昭和60年4月
敷地面積 6,269.53平方メートル
延床面積 2,272.13平方メートル
- 2 指定期間(予定)
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
(1) 京都府立山城勤労者福祉会館(以下「会館」という。)の維持管理に関する業務
(2) 会館の使用承認に関する業務
(3) 会館の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
(1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
(2) 募集期間
令和6年10月1日(火)から令和6年11月15日(金)まで
(3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府商工労働観光部労働政策室において、令和6年10月1日(火)から配布する。
(2) 問合せ先
京都府商工労働観光部労働政策室労働政策企画係
電話番号(075)414-5088



京都府立口丹波勤労者福祉会館の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
(1) 名称
京都府立口丹波勤労者福祉会館
(2) 所在地
南丹市八木町西田金井畠9番地

- (3) 規模等
開 設 昭和58年9月
敷地面積 5,813.34平方メートル
延床面積 2,477.07平方メートル
- 2 指定期間(予定)
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
(1) 京都府立口丹波勤労者福祉会館(以下「会館」という。)の維持管理に関する業務
(2) 会館の使用承認に関する業務
(3) 会館の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
(1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
(2) 募集期間
令和6年10月1日(火)から令和6年11月15日(金)まで
(3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府商工労働観光部労働政策室において、令和6年10月1日(火)から配布する。
(2) 問合せ先
京都府商工労働観光部労働政策室労働政策企画係
電話番号(075)414-5088



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年10月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市井ノ内朝日寺2の2の一部、2の4、2の5、2の6の一部、5の2、5の4の一部、11の2の一部、11の3の一部、12の一部
(関連区域)
長岡京市井ノ内朝日寺12の一部、粟生川久保26の2の一部、26の3、粟生畑ヶ田1の1の一部、1の2の

一部、1の3、市有地、府有地

2 開発許可を受けた者の名称
長岡京市



府営住宅吉田近衛団地ほか21団地の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 府営住宅（京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第1号アに規定する公営住宅に該当する住宅に限る。）

ア 吉田近衛団地

- (ア) 所在地
京都市左京区吉田近衛町
- (イ) 規模等
開 設（管理開始年月をいう。以下同じ。）
平成元年7月
棟 数 2棟
戸 数 50戸

イ 田中関田団地

- (ア) 所在地
京都市左京区田中関田町
- (イ) 規模等
開 設 平成3年5月
棟 数 2棟
戸 数 59戸

ウ 西天王町団地

- (ア) 所在地
京都市左京区岡崎西天王町
- (イ) 規模等
開 設 昭和63年3月
棟 数 2棟
戸 数 30戸

エ 岩倉団地

- (ア) 所在地
京都市左京区岩倉上蔵町、岩倉西河原町
- (イ) 規模等
開 設 昭和44年10月
棟 数 8棟
戸 数 350戸

オ 山科東野団地

- (ア) 所在地
京都市山科区東野南井ノ上町
- (イ) 規模等
開 設 平成7年8月
棟 数 4棟

戸 数 61戸

カ 山科大宅団地

- (ア) 所在地
京都市山科区大宅打明町
- (イ) 規模等
開 設 平成10年7月
棟 数 5棟
戸 数 121戸

キ 西七条団地

- (ア) 所在地
京都市下京区西七条名倉町
- (イ) 規模等
開 設 平成6年6月
棟 数 1棟
戸 数 31戸

ク 久世団地

- (ア) 所在地
京都市南区久世築山町
- (イ) 規模等
開 設 平成3年9月
棟 数 2棟
戸 数 36戸

ケ 嵯峨天竜寺団地

- (ア) 所在地
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町
- (イ) 規模等
開 設 平成2年6月
棟 数 2棟
戸 数 56戸

コ 常盤団地

- (ア) 所在地
京都市右京区常盤窪町
- (イ) 規模等
開 設 平成14年10月
棟 数 2棟
戸 数 50戸

サ 天授が岡団地

- (ア) 所在地
京都市右京区花園天授ヶ岡町
- (イ) 規模等
開 設 昭和28年4月
棟 数 5棟
戸 数 5戸

シ 周山団地

- (ア) 所在地
京都市右京区京北周山町上植代、京北周山町城山
- (イ) 規模等
開 設 平成5年9月
棟 数 1棟
戸 数 18戸

ス 墨染団地

- (ア) 所在地

<p>京都市伏見区深草中ノ島町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和61年 5月</p> <p>棟 数 2 棟</p> <p>戸 数 41戸</p> <p>セ 深草鍵屋団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区深草北鍵屋町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和58年 4月</p> <p>棟 数 2 棟</p> <p>戸 数 70戸</p> <p>ソ 淀際目団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区淀際目町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和55年 3月</p> <p>棟 数 4 棟</p> <p>戸 数 200戸</p> <p>タ 深草団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区深草池ノ内町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 平成13年11月</p> <p>棟 数 2 棟</p> <p>戸 数 90戸</p> <p>チ 桃山日向団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区桃山町日向</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 平成24年10月</p> <p>棟 数 3 棟</p> <p>戸 数 180戸</p> <p>ツ 小栗栖西団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区小栗栖中山田町、桃山町日向、桃山町山ノ下、石田川向</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和46年12月</p> <p>棟 数 35棟</p> <p>戸 数 1,330戸</p> <p>テ 北後藤団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区小栗栖北後藤町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和54年 8月</p> <p>棟 数 11棟</p> <p>戸 数 440戸</p> <p>ト 羽東師団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区羽東師古川町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和52年10月</p>	<p>棟 数 4 棟</p> <p>戸 数 225戸</p> <p>(2) 準公営住宅 深草団地</p> <p>ア 所在地</p> <p>京都市伏見区深草池ノ内町</p> <p>イ 規模等</p> <p>開 設 平成15年11月</p> <p>棟 数 1 棟</p> <p>戸 数 6 戸</p> <p>(3) 特別賃貸府営住宅</p> <p>ア 岩倉長谷団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市左京区岩倉長谷町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和45年 4月</p> <p>棟 数 9 棟</p> <p>戸 数 350戸</p> <p>イ 桃山伊賀団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区桃山町伊賀</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和42年 6月</p> <p>棟 数 2 棟</p> <p>戸 数 50戸</p> <p>ウ 小栗栖西団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区小栗栖中山田町、桃山町日向、桃山町山ノ下、石田川向</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和46年12月</p> <p>棟 数 6 棟</p> <p>戸 数 300戸</p> <p>エ 北後藤団地</p> <p>(ア) 所在地</p> <p>京都市伏見区小栗栖北後藤町</p> <p>(イ) 規模等</p> <p>開 設 昭和54年 8月</p> <p>棟 数 3 棟</p> <p>戸 数 100戸</p> <p>2 指定期間（予定）</p> <p>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>3 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 1に掲げる施設（以下「住宅」という。）の利用に関する業務</p> <p>(2) 住宅の維持、修繕、改良等に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務</p> <p>4 指定管理者の資格</p> <p>募集要項に記載した資格要件を満たすこと。</p> <p>5 応募の手続</p> <p>(1) 応募書類</p> <p>指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類</p>
--	--

- (2) 募集期間
令和6年10月1日(火)から令和6年11月15日(金)
まで
- (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選
定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を
知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
- (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定め
るところによる。
募集要項については、京都府建設交通部住宅課に
おいて、令和6年10月1日(火)から配布する。
- (2) 問合せ先
京都府建設交通部住宅課管理・調整係
電話番号 (075) 414-5357

人 事 委 員 会

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和6年10月1日
京都府人事委員会
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—830

**職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正
する規則**

職員の特地勤務手当等に関する規則（京都府人事委員
会規則6—34）の一部を次のように改正する。

別表第2宮津警察署筒川駐在所の項中「与謝郡伊根町
字本坂小字シトウ362の5」を「与謝郡伊根町字本坂小
字シトウ319」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月7日から施行する。